

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|--------------------|
| 25 | 国民年金に関する事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

中標津町は、国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

北海道標津郡中標津町長

公表日

平成27年7月10日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|--------------------------|---|
| ①事務の名称 | 国民年金に関する事務 |
| ②事務の概要 | <p>国民年金法に基づき、国民年金に係る各種申請・届出に伴う受理・審査に関する事務処理を法定受託事務として行う。</p> <p>国民年金に関する事務の適正かつ効率的な運営のため、国民年金法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。</p> <p>①国民年金被保険者の資格の取得・喪失の届出事務 ②年金受給に伴う裁定請求事務 ③国民年金保険料の免除・納付猶予等の申請事務 ④被保険者の資格や年金受給資格の管理 ⑤年金受給者の死亡に係る届出、裁定請求等の受付 ⑥日本年金機構への異動報告・所得情報提供</p> <p>なお、これらの事務に関して行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。</p> |
| ③システムの名称 | ①国民年金システム ②団体内統合宛名システム ③中間サーバー |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| (1)国民年金ファイル | (2)統合宛名ファイル |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | <p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項及び別表第一の31項</p> <p>※31項は厚生労働大臣と定められているが、被保険者の異動等の届出、免除等の申請書、給付年金の請求書の受理及び同書の日本年金機構への通知等は市町村が行うものとされているため、個人番号関連事務実施者として個人番号の利用を行う。</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・なし</p> |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | <p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p> |
| ②法令上の根拠 | <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「国民年金関係情報」が含まれている項 (なし)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「国民年金に関する事務であって主務省令で定めるもの」の項 (47, 48, 49, 50の項)</p> <p>※上記の項は厚生労働大臣と定められているが、被保険者の異動等の届出、免除等の申請書、給付年金の請求書の受理及び同書の日本年金機構への通知等は市町村が行うものとされているため、個人番号関連事務実施者として個人番号の利用を行う。</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) (なし) (別表第二における情報照会の根拠) (なし)</p> |

| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
|--------------------------|---|
| ①部署 | 町民生活部 住民保険課 |
| ②所属長 | 住民保険課長 水戸 勝一 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| — | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 〒086-1197 北海道標津郡中標津町丸山2丁目22番地 中標津町役場 総務部 総務課 電話番号:0153-73-3111 |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | 〒086-1197 北海道標津郡中標津町丸山2丁目22番地 中標津町役場 町民生活部 住民保険課 電話番号:0153-73-3111 |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | | |
|--|-------------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | [1,000人以上1万人未満] | <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 平成27年4月30日 時点 | |
| 2. 取扱者数 | | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] | <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 平成27年4月30日 時点 | |
| 3. 重大事故 | | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] | <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|--------------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

